

○選挙に際し組合を特定の政党のために利用すると考えられる事例について  
(写)

社援地発0226第3号  
平成31年2月26日

各 都道府県消費生活協同組合主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
(公印省略)

消費生活協同組合の政治的中立の確保について

標記については、「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（昭和62年6月30日社生第77号厚生省社会局生活課長通知）及び厚生労働省社会・援護局長通知（平成31年2月26日社援発0226第9号）により周知を図っているところです。

法の趣旨に照らせば、常日頃から消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）においては、政治的中立の確保について配慮することが求められており、特に選挙に際しては、組合として、あたかも特定の政党を支援しているかのような疑念をもたれることがないよう十分に留意することが必要です。

なお、選挙に際し組合を特定の政党のために利用する事例について、入念的に示せば下記の事項が考えられますので、ご留意の上、所管組合の指導をお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

組合が選挙に際し、組織として行う次のような行為

- (1) 理事会、総（代）会等の組合の機関において、特定の政党又は候補者の支援を決定すること。
- (2) 組合が発する文書図画によって、特定の政党又は候補者の推薦等を行うこと。
- (3) 店舗等組合が管理する施設において、特定の政党又は候補者のポスター等を掲示すること。
- (4) 特定の政党又は候補者の選挙運動のために、組合が管理する施設、車両、備品等を提供すること。
- (5) 特定の政党又は候補者を直接支援することを目的とする組織に、組合として参画すること。